

教職員と生徒との連絡手段に関わる規程

北海道釧路工業高等学校

(目的)

第1条 本校教職員が本校生徒の携帯電話番号や電子メールアドレス等（以下「電話番号等」という。）を取得するに当たっては、その利用及び管理を適切に行う必要があることから、本規程を定める。

(電話番号等の取得と提供)

第2条 教職員が生徒から電話番号等の個人情報を取得する場合及び教職員が生徒に対して自己の電話番号等の個人情報を提供する場合は、公務運営上必要な場合に限り、管理職の許可を得て行うこと。

(電話番号等の取得と提供の範囲)

第3条 教職員が生徒から取得する情報及び教職員が生徒に提供する情報は、電話番号等に限る。

2 教職員が生徒から電話番号等を取得できる範囲及び生徒に対し提供できる範囲は、当該教職員が担任するホームルームの生徒及び顧問をする部活動の生徒に限ること。

(電話番号等の利用)

第4条 教職員と生徒との間で電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等（以下「メール等」という。）により連絡を行うのは、授業や行事等の担任業務として必要な連絡、部活動に関する顧問としての必要な連絡、安全上の緊急連絡に限る。私的な連絡等は行わない。

2 生徒から電話番号等やメール等を通じて悩み等の相談があった場合は管理職に報告するとともに、複数の教職員により情報を共有し、メール等での相談は行わず、学校・家庭訪問等において複数の職員により直接面談をすること。

(個人情報の削除)

第5条 生徒の卒業や教職員の異動等で連絡が不要となった生徒の電話番号等やメール等は必ず削除すること。

(その他)

第6条 保護者との電話番号等やメール等に係る取扱いについては、生徒との取扱いと同様とする。

2 取得した生徒のメール等のリスト（別紙様式）を管理職に提出する。

(付 則)

平成27年5月8日施行

附則（平成30年8月29日一部改正）

この規程は、平成30年8月29日から施行する。